

第3章 環境行政の取り組み

第1節 鯖江市環境基本計画

1 鯖江市環境基本条例

社会全体の発展に伴い、生活の利便性が高まる一方で、限りある資源やエネルギーの大量消費のため、地球全体の環境にまで大きな影響を及ぼしている。地域の特性を生かした環境への負荷の少ない持続可能な発展を目指し、平成9年に「鯖江市環境基本条例」を制定した。この条例では、環境保全に関する基本理念、市・事業者・市民それぞれの責務、環境保全施策の基本方針、環境保全を推進するための施策を定め、本市の環境行政の基本となっている。また、その中で環境基本計画を定めることや環境報告書を作成することを規定している。

基本理念（第3条）

- 1 環境からの恵沢の享受と継承
- 2 すべての者の行動による、持続的発展が可能な社会の構築
- 3 地球環境保全の積極的推進

2 鯖江市環境基本計画

鯖江市環境基本条例に基づき、地球的規模の環境問題を視野に入れながら、本市における基本的な環境保全施策の策定とその総合的な推進を図るため、平成12年3月に「鯖江市環境基本計画」を策定した。そして平成22年3月、平成27年3月には、計画の進捗状況を踏まえ、より一層効果的な施策の推進を図るため、環境基本計画（改定版）を策定した。改定版では、鯖江市の目指すべき環境の姿を「人と生きものが仲よくくらせるまち」と表現し、その実現に向けた各主体の具体的な役割や取り組みを規定している。

基本理念

- 1 自然と共生する地域環境の創造
- 2 循環型の地域社会システムの構築
- 3 環境市民(環境に配慮して行動する市民)の育成
- 4 各主体間等の連携・協働による取り組み

(1) 施策の基本方針

市の環境保全に対する取り組み方（基本方針）を以下の枠組みで設定している。

- 計画で対象とする環境の範囲・・・「自然環境」・「生活環境」・「資源循環」・「地球環境」
- 環境市民(環境に配慮して行動する市民)の育成を目指した取り組み
・・・「市民協働」・「環境学習」

これらの6つの視点から基本方針を設定するとともに、それらについての具体的な取り組みやめざすべき環境水準を設定している。

＜自然環境＞

【基本方針】

人と生きものの暮らしにかけがえない森を守り育てることが重要であるのとらえ、豊かな自然と生態系を守るため、生物多様性に配慮し、自然を育む礎となる大気・水・土壌の健全なネットワークを維持するとともに、生きものとのふれあいを通して、自然との共生を目指し、豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐ。

【具体的な施策】

- 山林の保全と整備
- 里地里山の保全
- 自然とのふれあいの推進
- 野生鳥獣保護と有害鳥獣対策の推進
- 動植物の保護と生息環境の保全
- 法規制等による自然環境の保全
- 市街地等における緑地の確保と景観の保全
- 歴史・文化遺産の保全と活用

＜生活環境＞

【基本方針】

大気汚染、水質汚濁、道路交通騒音・振動等の環境監視調査や事業所への立入調査を実施することにより、公害の発生を防止するとともに、市民生活や事業活動における環境負荷を低減し、安全で健康的な生活環境を確保する。

【具体的な施策】

- 環境保全の推進体制強化
- 水環境保全対策の推進
- 大気環境保全対策の推進
- 騒音・振動防止対策の推進
- 化学物質等に対するリスクの低減
- 良好な居住環境の確保
- 環境負荷の低減に向けた都市づくりの推進

＜資源循環＞

【基本方針】

循環型社会を構築するため、3R(リデュース[排出抑制]・リユース[再利用]・リサイクル[再生利用])を徹底し、ごみ減量や資源循環が効率的に行われる環境づくりを進める。環境に配慮する企業を支援し、環境保全と産業復興の両方を目指す。

【具体的な施策】

- ごみの減量化
- ごみの排出抑制(リデュース)
- ごみの再利用(リユース)
- ごみの再生利用(リサイクル)
- 環境と産業施策との連携
- ごみの適正処理推進

＜地球環境＞

【基本方針】

市民・市民団体・事業者・市(行政)が温室効果ガス削減に向けたまちづくりに取り組むことで、地球温暖化防止を中心とした地球環境の保全に寄与する。

【具体的な施策】

- 地球温暖化防止に向けた取り組みの推進
- 省エネルギー活動の推進
- 新エネルギーの利用推進
- その他の地球環境問題への対応

<市民協働>

【基本方針】

市民・市民団体・事業者・市(行政)が連携・協働し、環境について考え、行動することで、環境負荷の少ないまちづくりに取り組む。

【具体的な施策】

- 日常生活での環境配慮行動の徹底
- 地域環境の美化推進
- 団体的な取り組みの推進
- 事業者の自主的な取り組みの推進
- 市民参加型環境保全活動の推進
- 大学・高専との連携
- 制度、体制の充実

<環境学習>

【基本方針】

環境市民の育成のために、鯖江市環境教育支援センター(エコネットさばえ)を拠点として、市民の環境保全意識の高揚や自発的な実践行動の推進、多種多様な環境講座等を積極的に実施する。

【具体的な施策】

- 市民における環境学習の推進
- こどもエコクラブを通じた取り組み
- 学校等における環境学習の充実
- 地域における環境学習の充実
- 事業所等における環境学習の充実
- 体験型の環境学習の推進
- 環境学習における支援制度の充実
- 環境保全に関する普及啓発の推進
- 環境教育支援センター(エコネットさばえ)の機能充実

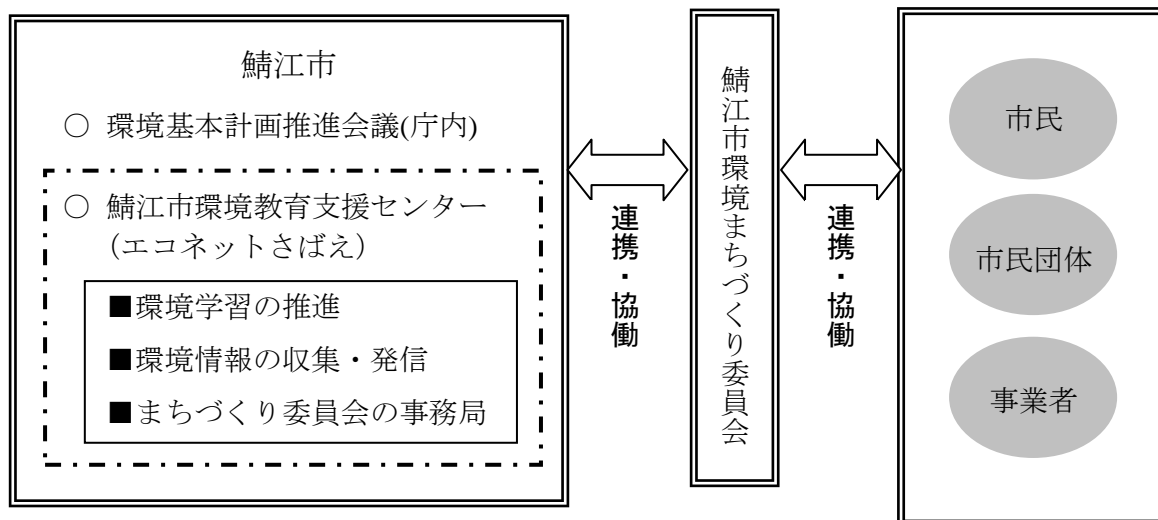
(2) 計画の期間

長期的な視野に立って 2025 年を展望する一方で、改定版では、平成 28 年度を目標に施策の方向付けを行っている。

なお、環境や社会情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 計画の推進体制

環境基本計画を推進するため、「環境まちづくり委員会」や行政内部に「鯖江市環境基本計画推進会議」を設置し、計画の進捗状況や達成状況を継続的に把握し、評価していく。



(4) めざすべき環境水準の進捗状況

以下では、指標項目と平成 28 年度までにめざすべき環境水準、そして平成 26 年度の状況について示す。

＜自然環境＞

指標項目	めざすべき環境水準	平成 26 年度の状況
お清水等の保全数	現在の 16 箇所をすべて保全	16 箇所
ビオトープ数	市内 6 箇所以上確保、環境学習に活用	6 箇所
生物調査箇所数	毎年 1 回以上行い、調査箇所数を増やす	7 箇所（累計）
林野面積	市総面積の 35%以上を維持	37.1%
耕地面積	市総面積の 24%以上を維持	24.9%

＜生活環境＞

指標項目	めざすべき環境水準	平成 26 年度の状況
大気汚染監視	全項目で環境基準以下の達成・維持	86% (全 22 項目中 19 項目で達成)
悪臭監視	全地点・全項目で環境基準以下の達成・維持	100%
地下水水質監視	全地点で環境基準以下の達成・維持	89% (全 45 地点のうち 40 地点で達成)
河川水質監視	全地点で BOD 値の環境基準以下の達成・維持	100% (全 12 地点全ての地点で達成)
道路交通騒音監視	全地点で環境基準以下の達成・維持	100%
道路交通振動監視	全地点で要請限度以下の達成・維持	100%
ダイオキシン類	環境基準値以下の水準を維持(水・大気・土壌)	100%

＜資源循環＞

指標項目	めざすべき環境水準	平成 26 年度の状況
ごみ 1 人 1 日あたりの排出量	1 日 1 人あたり 900 g 以下	955g
燃えるごみに占める生ごみの割合	35%以下	35.5%
ごみの資源化率	25%以上	14.9%
燃えるごみに占める資源物の混入割合	10%以下	13.3%

<地球環境>

指標項目	めざすべき環境水準	平成 26 年度の状況
カーセーブデー実施事業数	市内 50 事業所以上	20 事業所
福井鉄道福武線鯖江市内駅利用者数	52 万人以上	48.2 万人
つつじバス利用者数	20 万人以上	18.8 万人
酸性雨に関する調査	調査を継続し、動向を把握	4 回/年調査
広葉樹の植樹	市民参加による毎年 1 回以上の植樹を行い、森林へ新たに 3,500 本の広葉樹を根付けする	3,000 本

<市民協働>

指標項目	めざすべき環境水準	平成 26 年度の状況
全市的なイベントの開催	年 1 回以上の開催を継続	年 1 回
河川一斉清掃参加者数	8,000 人（年間）	8,700 人

<環境学習>

指標項目	めざすべき環境水準	平成 26 年度の状況
こどもエコクラブ数	全 12 小学校での取組み	9 小学校
環境リーダー認定数	200 名以上	226 名（累計）
環境教育支援センター来館者数	12,000 人以上	12,364 人
環境講座等参加者数	8,000 人以上	8,963 人

3 環境まちづくり委員会

環境基本計画推進のための市民活動組織として「環境まちづくり委員会」が平成 12 年 6 月に設置され、「さばえ環境フェア」の企画、運営支援や市民・企業を対象とした各種講座の開催等の環境学習・啓発活動を市と協働で行うなど、計画の推進母体としての機能を果たしている。

現在、「自然環境」、「生活環境」、「資源循環」、「地球環境」の 4 つのワーキンググループに分かれて活動をしている。

《構成》（任期：3 年）

- ◆市 民：一般公募者
- ◆市民団体：本委員会に登録した市民団体の代表者
- ◆事 業 者：事業所代表者
- ◆市(行政)：市職員等

《役割》

- ◆環境基本計画の推進（年度目標および年度計画の策定等）
- ◆意識啓発、広報(情報提供)活動の推進
- ◆「環境に関するイベント」の企画、運営支援
- ◆市民団体とのネットワークによる情報交換、活動推進